大学評価レジュメ・名古屋大 021024

国立大学と第三者評価 国際的視点から

早稲田大学特任教授・私学高等教育研究所主幹

喜多村 和之

1 高等教育政策の最近の動向 大学評価を中心に

- 1991 大学設置基準に大学の「自己点検・評価」規定の新設
- 1998 大学審「21世紀の大学像と今後の改革方策について」で 「多元的な評価システムの確立」を提言
- 小泉内閣 「聖域なき構造改革」 「官から民へ」「行財政改革」「特殊法人改革」「規制改革」 「評価による資源再配分」「民営化」
- 文科省
 「大学の構造改革」(遠山プラン = 構造改革大学版)

 国立大学の法人化、縮小・統合、民間的発想の経営手法の導入
 第三者評価の導入による競争原理の導入
 「トップ30」(21世紀 CEO プログラム)

 総合規制改革会議
 「事前規制」型から「事後チェック型」への移行、第三者評
- 2002 中教審 「大学の質に係わる新たなシステムの構築について」答申

第三者評価制度の導入、高度専門職業人の養成、法科大学院の設置基準、 設置認可の在り方の見直し、法令違反の大学の是正措置等

価制度の導入、認証制度(アクレデイテーション)を提言

- 「国の関与は謙抑的としつつ、[第三者機関を]可能なかぎり活用し得る 評価システムの整備」
- 「国の認証を受けた機関(認証評価機関)が大学を定期的に評価」
- 「さまざまな評価機関による多元的な評価」
- 「機関別第三者評価」と「専門分野別第三者評価」

2 第三者評価の問題点 なぜ義務化されるのか

第三者とは誰か

なぜ国の認証が必要か

認証機関か評価機関か

評価(アセスメント)=優劣、高低等のアナログ的段階評価 認定(アクレデイテーション)=合否、適否等のデジタル的二者択一的判 定

誰が判定するのか

3 法令化の問題点

文科省の「学校教育法」の一部改正案の臨時国会上程(会期2002年10月 12月)

なぜ法律に格上げして規定するのか

なぜ第三者評価を国公私大に一律に義務化するのか

なぜ第三者評価機関には国の認証が必要とされるのか

「認証評価」をどう解するか

国が定める「認証評価」の資格・要件の細目

第三者評価に対する国の権限報告、処罰、認証の取消等の処分

「認証評価機関を通じた国家による教育統制につながる恐れ」(天野郁夫氏)

第三者評価による責任の所在

4 国際的視点から

第三者評価機関の国際的分布(大学評価学位授与機構調査、2002年現在)

アジア 9カ国 16機関

北米 2カ国 米 6機関〔機関評価〕 71機関(専門分野評価)

カナダ 4

- 欧州 全欧 5
 - 24カ国 46機関
- アフリカ 4カ国 6機関
- 大洋州 2カ国 6機関
- 中南米 8 力国 1 0 機関
- 中東 1カ国 1機関
- 国際組織 3機関 欧州国際機関 5機関

高等教育品質保証会館国際ネットワーク正会員

- 51カ国 約50機関
- (舘昭「高等教育における評価制度の展開と大学マネジメント確立の問題」教育行政 学会年報、28、2002)による

・背景

高等教育のマス化と国際化にともなう教育・研究の質、とりわけ学位、単位の国際 的通用性・等価性・交換性の必要性

市場経済における効率性の追求と評価による資源配分、説明責任の要求

公立部門の「私学化」(プライバタイゼーション)や設置形態の多様化(公設民営等) に伴う評価システムの必要性

IT の発展による教育革命

遠隔教育の発展 バーチャルユニバーシテイ MIT Open Web Course

国際的開放性の要求 教育サービスの開放性(WTO) 外国大学の国際進出